

徳島県「こどもの居場所」づくり支援事業（「こどもの居場所」多様化推進事業）

企画提案募集要領

1 目的

この要領は、徳島県「こどもの居場所」づくり推進ガイドラインに基づき、地域の子どもと家庭を支える「見守り支援」および「安全・安心な交流・体験」の場として、「こどもの居場所」の質・量両面での充実を図り、あわせて、持続可能な運営を支援する体制を整備することで、地域におけるこどもと家庭への見守り体制の強化等を目的とする徳島県「こどもの居場所」づくり支援事業（「こどもの居場所」多様化推進事業）に係る委託業務において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託事業者を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

2 業務の内容

業務の内容は業務委託仕様書(別添1)による。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料上限額

1業務あたり2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

令和8年4月20日（月） 公募開始

令和8年4月30日（木） 質問受付締切、参加表明書提出締切

令和8年5月15日（金） 企画提案書提出締切

令和8年5月下旬 選定委員会

令和8年6月1日（月） 委託契約締結及び事業開始

令和9年3月31日（水） 事業終了

6 委託の方法

企画提案を募集し、徳島県（以下「県」という。）が設置する選定委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適した委託先を選定し、その提案者と委託契約を締結する。また、本事業は、こども家庭庁の母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用しており、当該交付金の交付決定がされない場合は、当該委託契約の全部又は一部を解除する場合がある。

委託先の選定の手順は次のとおりとする。

(1) 県（こども家庭支援課）が企画提案書を公募する。

(2) 県が設置する選定委員会において書面審査を行い、本事業の実施に最も適した者を委託先として選定する。

(3) 委託先として選定された提案者が提出した企画提案書の内容等に基づき、委託契約書を締結する。

7 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

8 応募者の資格及び要件

応募者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）であり、以下の（1）から（8）までの全ての条件を満たす者であること。

(1) 徳島県内に主たる事務所又は活動拠点を有する者。

(2) 本事業の目的を理解し、仕様書に定める業務について、適正な執行体制を備え、十分な業務遂行能力を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者

オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

(6) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものと認められる者でないこと。

- (8) 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

9 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の応募手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 参加表明書の提出

本事業の提案に参加しようとする者は、参加表明書を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・法人等の概要が分かる書類（事業報告書又はパンフレット等）
- ・法人等の定款、寄付行為又は会則等の写し（法人格を有しない場合は、これに類するもの）

イ 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時必着

(2) 企画提案書の提出

参加者は、企画提案書を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

企画提案書（様式第2号）6部（代表者印を押印した「正本1部」、「副本5部」）

イ 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時必着

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出方法、提出先及び問い合わせ先

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。

持参する場合は、(3)まで電話により連絡してから来庁すること。

イ 提出先及び問い合わせ先

徳島県子ども未来部子ども家庭支援課 ひとり親家庭・居場所づくり担当

郵便番号：770-8570

住所：徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2731

電子メール：kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

(4) その他

ア 書類はA4縦版横書きで作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。

イ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

ウ 企画提案書の提出後の差し替えは、県が補正等を求める場合以外は認めない。

エ 企画提案書の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。

オ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。なお、企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

- カ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ク 本事業の対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、団体の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。
- ケ 以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、本件への参加資格を失うものとする。
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・応募要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・見積金額が委託料上限額を超える場合
 - ・本要領に違反すると認められた場合
 - ・企画提案者による業務履行が困難であると判断された場合
 - ・その他不正な行為があったと県が認めた場合
 - ・提出期限までに（２）に定める企画提案書の提出がない場合

10 企画提案書等の作成に伴う質問と回答

企画提案書等の作成に際し質問がある場合は、質問書（様式第3号）を作成し提出すること。

（１）受付期限

令和8年4月30日（木）午後5時まで

（２）提出方法

9（3）に記載の電子メールアドレス宛に電子メールにより送付すること。その際、件名は「「こどもの居場所」多様化推進事業委託業務の質問書（事業者名）」とし、必ず

9（3）まで電話により連絡すること。

（３）質問に対する回答

参加表明書を提出した者全員に、質問事項及び回答内容を電子メールにて送付する。

（４）その他

質問は、企画提案書、仕様書及び手続きに限る。

11 審査及び選定方法

（１）選定方法

県が設置する選定委員会において、書面による審査により最優秀企画提案者を選定する。

（２）選定基準

選定委員会は「審査基準」（別添2）に基づき審査する。

（３）審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、最優秀企画提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

12 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された最優秀企画提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、11により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

13 その他

本事業の実施に当たっては、本事業実施要領、募集要領、委託契約書及び徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。